

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの 技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
一般的条件	通信方式	単向通信方式又は同報通信方式とする。	単向通信方式又は同報通信方式とする。	単向通信方式又は同報通信方式とする。	単向通信方式又は同報通信方式とする。
	変調方式	周波数変調とする。	位相変調、周波数変調又は直交振幅変調とする。	周波数変調とする。	位相変調、周波数変調又は直交振幅変調とする。
	使用周波数帯	779MHzを超え788MHz以下及び797MHzを超え806MHz以下	770MHzを超え806MHz以下	<u>1,240MHzを越え</u> <u>1,260MHz以下</u>	<u>1,240MHzを越え</u> <u>1,260MHz以下</u>
	空中線電力	10mW以下であること。	50mW以下であること。	<u>50mW</u> 以下であること。	50mW以下であること。
	空中線系	空中線の絶対利得は、2.14dBi以下であること。また、その構造は、イヤーマニタに使用する場合を除き、給電線及び設置接地装置を有しないものとする。	空中線の絶対利得は、2.14dBi以下であること。また、その構造は、イヤーマニタに使用する場合を除き、給電線及び設置接地装置を有しないものとする。	空中線の絶対利得は、2.14dBi以下であること。また、その構造は、イヤーマニタに使用する場合を除き、給電線及び設置接地装置を有しないものとする。	空中線の絶対利得は、2.14dBi以下であること。また、その構造は、イヤーマニタに使用する場合を除き、給電線及び設置接地装置を有しないものとする。

- ※ 使用周波数帯を1,240MHzを越え1,260MHz以下とした。
- ※ 空中線電力をアナログ方式及びデジタル方式共に50mWとした。

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの 技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
一般的条件	筐体	<p>一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、電源設備、送話器、付属装置その他これに準ずるもの、イヤール・モニター用ラジオマイクの無線設備の空中線、分配装置及び回線補償装置については、この限りでない。</p>	<p>一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、電源設備、送話器、付属装置その他これに準ずるもの、イヤール・モニター用ラジオマイクの無線設備の空中線、分配装置及び回線補償装置については、この限りでない。</p>	<p>一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、電源設備、送話器、空中線、付属装置その他これに準ずるもの、イヤール・モニター用ラジオマイクの無線設備の分配装置及び回線補償装置については、この限りでない。</p>	<p>一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 ただし、電源設備、送話器、空中線、付属装置その他これに準ずるもの、イヤール・モニター用ラジオマイクの無線設備の分配装置及び回線補償装置については、この限りでない。</p>

※ ユーザ、メーカーからの要望で、空中線の交換が可能なように緩和。

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
送信装置	周波数偏移	変調のないときの搬送波の周波数より（±）150kHz以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあっては、（±）75kHz以内であること。	—	変調のないときの搬送波の周波数より（±）150kHz以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあっては、（±）75kHz以内であること。	—
	占有周波数帯幅の許容値	<ul style="list-style-type: none"> 周波数偏移（±）40kHz以内のもの110kHz 周波数偏移（±）40kHzを超え（±）150kHz以内のもの330kHz ステレオ伝送のもの250kHz 	288kHz以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数偏移（±）40kHz以内のもの110kHz 周波数偏移（±）40kHzを超え（±）150kHz以内のもの330kHz ステレオ伝送のもの250kHz 	288kHz以下とする。
	周波数の許容偏差	$\pm 20 \times 10^{-6}$ とする	$\pm 20 \times 10^{-6}$ とする	$\pm 20 \times 10^{-6}$ とする	$\pm 20 \times 10^{-6}$ とする
	空中線電力の許容偏差	+50%、-50%とする。	+50%、-50%とする。	+50%、-50%とする。	+50%、-50%とする。

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの 技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
送信装置	変調周波数	15,000Hz以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあっては、53,000Hz以内であること。なお、トーン信号の周波数が15,000Hzを超え40,000Hz以下のものを使用するものであって、当該信号による搬送波の周波数偏差が（±）2kHz以内であるものについては、この限りでない。	—	15,000Hz以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあっては、53,000Hz以内であること。なお、トーン信号の周波数が15,000Hzを超え40,000Hz以下のものを使用するものであって、当該信号による搬送波の周波数偏差が（±）2kHz以内であるものについては、この限りでない。	—
	スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、その平均電力が2.5μW以下である値とする。	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、その平均電力が2.5μW以下である値とする。	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、その平均電力が2.5μW以下である値とする。	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、その平均電力が2.5μW以下である値とする。

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの 技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
送信装置	隣接チャンネル漏えい電力	<p>(1) 周波数偏移が(±)40kHz以内のものにあつては、1,000Hzヘルツの周波数で(±)5kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より36dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から250kHz離れた周波数の(±)55kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p> <p>(2) 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)150kHz以内のものにあつては、1,000Hzの周波数で(±)2.4kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より36dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)165kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p> <p>(3) ステレオ伝送方式のものにあつては、1,000Hzの周波数で(±)28.5kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より25dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)125kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p>	<p>搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)144kHzの帯域内において輻射される電力が搬送波電力より40dB以上低いこと。</p>	<p>(1) 周波数偏移が(±)40kHz以内のものにあつては、1,000Hzヘルツの周波数で(±)5kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より36dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から250kHz離れた周波数の(±)55kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p> <p>(2) 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)150kHz以内のものにあつては、1,000Hzの周波数で(±)2.4kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より36dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)165kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p> <p>(3) ステレオ伝送方式のものにあつては、1,000Hzの周波数で(±)28.5kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より25dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)125kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低い値であること。</p>	<p>搬送波の周波数から500kHz離れた周波数の(±)144kHzの帯域内において輻射される電力が搬送波電力より40dB以上低いこと。</p>
	発振方式	水晶発振方式又は水晶発振方式により制御するシンセサイザ方式であること。	—	水晶発振方式又は水晶発振方式により制御するシンセサイザ方式であること。	—

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの 技術的条件（案）

1.2GHz帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの一般的条件（案）を表に示す。
下線が変更部分を示す。

	項目	現行周波数帯		1.2GHz帯	
		特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク	特定ラジオマイク	デジタル特定ラジオマイク
受信装置	副次的に発する電波等の強度	特に受信装置が一体とされている場合に副次的に発する電波等の限度は、4nW以下とする。	特に受信装置が一体とされている場合に副次的に発する電波等の限度は、4nW以下とする。	特に受信装置が一体とされている場合に副次的に発する電波等の限度は、4nW以下とする。	特に受信装置が一体とされている場合に副次的に発する電波等の限度は、4nW以下とする。